平成２４年（フ）第７４号
栃木県佐野市植上町1325番地　うえのタウンファミール15号
債務者　清水　正夫
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２０２号
静岡県浜松市東区下石田町487番地の２
債務者　袴田　　忍
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
静岡県浜松市南区渡瀬町363番地の24
債務者　中津川雅三
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
静岡県浜松市南区渡瀬町363番地の24
債務者　中津川正明
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
釧路市鳥取南５丁目７番８号
債務者　石賀　勝己
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第９５号
栃木県宇都宮市鶴田町3694番地27
債務者　土田　敏夫
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第９６号
栃木県宇都宮市鶴田町3694番地27
債務者　土田　クラ
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５９号
栃木県日光市佐下部100番地
債務者　植木　忠弘
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７４号
栃木県鹿沼市緑町２丁目１番29号
債務者　大塚　英男
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７９号
栃木県宇都宮市駒生町836番地１、前住所栃木県宇都宮市駒生町3367番地114
債務者　篠崎住建こと　篠崎　雄二
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８５号
栃木県那須郡那須町高久甲6152番地２
債務者　井上　美一
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９３号
栃木県さくら市氏家3495番地、前住所東京都江東区平野１丁目８番１号　榎本ビル302
債務者　阿見　貞文
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４００号
栃木県宇都宮市戸祭４丁目１番28号
債務者　吉澤美智子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第４４号
北海道根室市昭和町４丁目404番地
破産者　箭浪　英二
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産法218条第１項の申立てを相当と認める。
釧路地方裁判所根室支部

破産手続廃止中更正

平成２３年（フ）第３１５号
茨城県筑西市玉戸1490番地、開始決定時の住所茨城県結城市大字結城12150番地１サンガーデンネモトＡ101
破産者　吉野　誠一
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　平成24年６月12日になした破産手続廃止決定を、破産手続終結と更正する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１６９号
山口県岩国市柱野字岡の峠262番２
破産者　株式会社共和
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部